

令和元年度兵庫県私立学校生徒授業料軽減 臨時特別補助制度について

兵庫県では、経済的不況に起因する失業、倒産の理由から、授業料の負担が困難となられた方を対象に、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助制度を実施します。

申請を希望される場合は、学校へ申請してください。

なお、申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

授業料軽減（臨時特別）を受けることができる人

◆ 対象者の条件

- 児童生徒が大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県・岡山県・鳥取県・徳島県に設置されている私立小・中・高等学校・中等教育学校（いずれも通信制除く。）に、令和元年度に在籍していること。
- 保護者（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者）が、兵庫県在住であること。
- 保護者の令和元年（平成31年1月～令和元年12月）の所得が、経済的不況に起因する失業、倒産の理由から、一定金額以下（下表参照）の見込みであること。
ただし、平成30年4月1日以降に発生した事由（経済的不況に起因する失業、倒産）であること。

※ 軽減される期間は申請した年度のみで、同一の事由で申請できるのは学校在籍中に1回のみです。

◆ 軽減される額〔在籍する学校の所在地・生徒の学年によって条件が異なります〕

保護者の令和元年（平成31年1月～令和元年12月）収入見込額から算出した住民税額相当額に応じて決定します。

京都府の私立高等学校

保護者の所得区分		軽 減 金 額（年額）		
		1 年 生 （令和元年度入学）	2 年 生 （平成30年度入学）	3 年 生 （平成29年度入学）
令和元年市町民税所得割額と県民税所得割額の合算相当額 （保護者全員の合算）	0 円	50,000 円	50,000 円	41,000 円
	85,500 円未満		47,500 円	
	257,500 円未満	43,500 円	27,000 円	10,500 円

大阪府・岡山県・鳥取県の私立高等学校

保護者の所得区分		軽 減 金 額（年額）		
		1 年 生 （令和元年度入学）	2 年 生 （平成30年度入学）	3 年 生 （平成29年度入学）
令和元年市町民税所得割額と県民税所得割額の合算相当額 （保護者全員の合算）	0 円	25,000 円	25,000 円	20,500 円
	85,500 円未満		23,750 円	
	257,500 円未満	21,750 円	13,500 円	5,250 円

奈良県の私立高等学校

保護者の所得区分		軽 減 金 額 (年額)		
		1 年生 (令和元年度入学)	2 年生 (平成30年度入学)	3 年生 (平成29年度入学)
令和元年市町民税所得割額と県民税所得割額の合算相当額 (保護者全員の合算)	0 円	50,000 円		
	85,500 円未満			
	257,500 円未満	43,500 円		

滋賀県・和歌山県・徳島県の私立高等学校

保護者の所得区分		軽 減 金 額 (年額)		
		1 年生 (令和元年度入学)	2 年生 (平成30年度入学)	3 年生 (平成29年度入学)
令和元年市町民税所得割額と県民税所得割額の合算相当額 (保護者全員の合算)	0 円	25,000 円		
	85,500 円未満			
	257,500 円未満	21,750 円		

小・中学生

〔学校の所在地に関わらず同一の単価〕

保護者の所得等		軽 減 金 額 (年額)
生活保護世帯		183,000 円
令和元年度 市町民税所得割額 と県民税所得割額 合算相当額(※)	0 円	150,000 円
	85,500 円未満	75,000 円
	147,500 円未満	50,000 円
	243,500 円未満	30,000 円

※小・中学校の保護者の所得については、児童生徒の主たる学資負担者で、原則として所得税法上児童生徒の扶養者となっている方の所得とします。(保護者の所得を合算する必要はありません。)

<ご注意>

※ 年度途中で転退学する(した)場合は、当該児童生徒の在籍期間(授業料に未納がある場合は授業料納入月数を限度とします。)のみを補助対象とし、月割りで計算します。

市町民税所得割額・県民税所得割額とは？

市町民税所得割額とは、年間の収入金額から必要経費、扶養控除、配偶者控除など各種の所得控除を差し引いた金額に住民税の税率を乗じた金額をいいます。市(町)民税・県民税の特別徴収税額決定通知書や納税通知書に、「市(町)民税」と「県民税」のそれぞれの「所得割」と書かれた欄に記載されている金額を合計した金額です(均等割額は含みません)。この授業料軽減臨時特別制度では、令和元年(平成31年1月～令和元年12月)収入見込額から算出した市町民税所得割額と県民税所得割額の合算額の見込額(相当額)を用います。

◆ 「私立高等学校生徒授業料軽減補助制度」との関係

本補助制度は、兵庫県が実施する「私立高等学校生徒授業料軽減補助制度」による補助を受けられる場合は、対象となりません（補助を受けられるのはどちらか一方の制度のみであり、両方の併用はできません）。

◆ 申請書類の提出

学校が定める日までに申請書類を学校に提出してください。

◆ 申請書類

- 授業料軽減（臨時特別）申請書（様式は学校にお申し出ください。）
- 事由の発生を証明する書類
離職票や雇用保険受給資格者証の写し、破産、民事再生、会社更正、会社整理など
法的手続書類の写し、税務署や県税事務所への廃業届など
- 保護者の居住地及び扶養親族の年齢を確認する書類（世帯全員分の住民票）
- 市町民税所得割額を算定するための書類
 - ◇ 収入を確認するための書類
（離職までの源泉徴収票、給与支払証明、給与明細など）
 - ◇ 扶養関係を確認するための書類（健康保険証など）
- 申立書

※ 上記書類のほかにも、学校から追加書類の提出を求められる場合があります。

◆ 決定の通知

授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等を学校から通知します。

軽減の実施（県から学校への補助金の振り込み）は、12月～1月頃になる予定です。

なお、虚偽の申請等が判明した場合は、軽減措置が取り消されます。